

### 職三側要求

- 一、解雇手当
  - 1. 六ヶ月未満勤続者 七十四日分
  - 2. 一ヶ年未満 七十四日分
  - 3. 一ヶ年以上五年未満 一年毎二十日分増
  - 4. 五年以上十年未満 一年毎三十日分増
  - 5. 十年以上十五年未満 一年毎三十九日分増
  - 6. 十五年以上 一年毎四十八日分増

### 解決条件

- 一、解雇手当
  - 1. 六ヶ月未満勤続者 七十四日分
  - 2. 一ヶ年未満 七十四日分
  - 3. 一ヶ年以上五年未満 一年毎二十日分増
  - 4. 五年以上十年未満 一年毎三十日分増
  - 5. 十年以上十五年未満 一年毎三十九日分増
  - 6. 十五年以上 一年毎四十八日分増
- 又、在勤中予ニ勤勉ナリト認めタル者ニ對シテハ解雇年率ヲ支給ス
- 但シ此年率ハ予告年当金十四日分ニ合ハズ

### 二、退職手当(但シ会社発表ハ勤続

- 五年以上十ヶ年未満解雇年当ノ三割
- 十ヶ年以上解雇年当ノ五割支給ニ對シテ下記ノ如ク要求セルモノ

### 三、退職手当(但シ会社発表ハ勤続

- ニ、三員が自己ノ都合ニ依リ退職スル場合ハ左年当ヲ支給ス
- 1. 三ヶ年以上五ヶ年未満 解雇年当ノ三割
- 2. 五ヶ年以上十ヶ年未満 一割
- 3. 十ヶ年以上 七割

### 三、解雇者四十一名ニ對シテ特別

年当トシテ二万五千円ヲ支給スルコト

### 三、解雇者四十一名ニ對シテハ特別年当トシテ

金五千円ヲ支給ス

### 四、休業期間八日給ノ全額ヲ支給

スルコト

### 四、休業期間八日給ノ三割ヲ支給ノコト